

岡山県公報

発行

岡山県



【選挙管理委員会】

○ 選挙時登録の基準日
○ 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等

目次

選挙管理委員会
担当課（室）

目次

担当課（室）

令和8年1月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林

裕

一

令和八年一月二十六日

令和8年1月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和八年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

届出候補者の数	テレビジョン放送 基幹放送事業者	ラジオ放送 基幹放送事業者	回数	届出候補者の数	
				一人又は二人	三人又は四人
一人又は二人	岡山放送株式会社	テレビせとうち株式会社	一	岡山放送株式会社	テレビせとうち株式会社
三人又は四人	岡山放送株式会社	テレビせとうち株式会社	一	R S K山陽放送株式会社	一